

## 1 趣 旨

平日の宿泊需要の喚起と、県内のリゾート地で仕事と休暇を両立させる新しい働き方「信州リゾートテレワーク」をはじめとする長期滞在型の観光を推進するため、観光庁が実施する観光需要喚起事業「Go To トラベル事業」と連動し、県内宿泊施設における連泊宿泊料金を割り引く支援事業を実施します。

## 2 支援対象者

### ア 宿泊事業者

長野県内で宿泊施設を営業し、次の全項目に該当する宿泊事業者

- (1) 旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けている又は住宅宿泊事業法第3条第1項に規定する届出を行っていること（ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除きます）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、長野県が行う「新型コロナ対策推進宣言」をしていること
- (3) 「信州版 新たな旅のすゝめ」の安心旅人宣言カードを宿泊者から宿泊時に提示を受けること

### イ 旅行会社

次の全項目に該当する旅行会社

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者であり、長野県内に営業所を有する者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、長野県が行う「新型コロナ対策推進宣言」をしていること
- (3) 「信州版 新たな旅のすゝめ」の安心旅人宣言カードを旅行者から旅行申込時に提示又は携行の申告を受けること

## 3 事業実施期間（割引対象期間）

令和2年10月上旬チェックインから令和3年3月1日（月）チェックアウトまで  
ただし、R2.12.25 チェックインから R3.1.4 チェックアウトまでの宿泊分は除きます。

例) R2.12.25 チェックインの3連泊商品→割引対象外

R2.12.23 チェックインの4連泊商品→12/23 及び 24 は 2,000 円割引（計4千円）

12/25 及び 12/26 は割引対象外

R3.1.2 チェックインの3連泊商品→1/2 及び 3 は割引対象外

1/4 は 3,000 円割引（3泊目のため）

## 4 支援対象経費

次の(1)から(3)に掲げる項目を全て満たす宿泊・旅行商品

### (1) 長野県内の宿泊施設\*に**3連泊以上**すること

- \* ) 宿泊事業者の場合、同一の宿泊施設に3連泊以上する場合に限りです。
  - \* ) 旅行会社の場合は、複数の宿泊施設を組み合わせ販売することも可能です。
- 例) 1泊目：A 旅館 2泊目：B ホテル 3泊目：C 旅館

### (2) 宿泊・旅行代金が**1人泊あたり10,000円以上**であること。

(補足説明：基準となる金額の考え方)

- ・食事代、消費税及び地方消費税、サービス料、入湯税、交通費等については、あらかじめ宿泊・旅行代金に含まれる場合は対象とします。  
(ただし旅行会社で申込み、旅行者が現地で支払う場合には対象外となります。)
- ・QUOカードなど換金性の高い金券類をプラン内容に含む宿泊商品は対象外となります。
- ・対象となる料金部分の、全日の合計額を泊数で割っていただいた金額が1人泊あたり10,000円以上であれば割引の対象とします。  
例) 1泊目：10,000円 2泊目：7,000円 3泊目：16,000円の場合  
(10,000円+7,000円+16,000円)÷3泊=1泊あたり11,000円となり、条件となる金額を満たしている為割引の対象とします。
- ・1部屋(1棟)ごとの料金設定の場合、1泊あたりの宿泊料金を宿泊人数(子ども含む)で按分した料金が10,000円(諸税込)以上の場合は適用可能です。

1部屋(1棟)の料金/泊	宿泊人数	1人あたりの料金	割引適用の可否
30,000円	大人2人、子ども1人	10,000円	○
40,000円	大人2人、子ども3人	8,000円	×

### (3) 本事業の対象となる宿泊・旅行商品の販売に際し、当該商品に「信州連泊エンジョイプラン」という名称を付け、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。(旅行会社が既存の宿泊商品を割引して販売を行う場合は、「信州連泊エンジョイプラン」という名称を改めて付ける必要はございません。)

【Go To トラベル等との併用について】

- ・**Go To トラベルと併用可能**です。また、**市町村が行う宿泊割引企画との併用も可能**です。
- ・本事業の**支援対象経費の基礎となる宿泊・旅行代金**は、Go To トラベルや市町村の宿泊割引企画など、**他事業の割引が適用される前の金額**とします。
- ・**長野県が実施する他の宿泊割引企画との併用は不可**といたします。

## 5 支援金の額

支援金の額は次に掲げるとおりとします。

- ・ 1泊目 1人泊あたり 2,000円
  - ・ 2泊目 1人泊あたり 2,000円
  - ・ 3泊目～7泊目 1人泊あたり 3,000円
- 一人1回の旅行あたりの連泊数は**7泊を上限**とします。  
 なお、一人当たりの利用回数の制限はありません。

### 割引のイメージ

例) 1人泊あたりの宿泊・旅行代金が10,000円(諸税込)の場合

1泊目	Go To トラベル割引分	3,500円 (10,000×0.35)	▶	旅行者負担額	55% オフ
	本事業支援分	2,000円		4,500円/人泊	
2泊目	Go To トラベル割引分	3,500円 (同上)	▶	旅行者負担額	55% オフ
	本事業支援分	2,000円		4,500円/人泊	
3泊目 ～7泊目	Go To トラベル割引分	3,500円 (同上)	▶	旅行者負担額	65% オフ
	本事業支援分	3,000円		3,500円/人泊	

## 6 信州連泊エンジョイプランの販売方法

宿泊事業者については、以下の2パターンの販売方法があります。

### 【パターン1】宿泊施設が直接販売(宿直販)する場合

- ① 1人泊あたりの宿泊料金が10,000円以上(諸税込)の宿泊プランに対し、あらかじめ2泊目まで2,000円/人泊、3泊目以降に3,000円/人泊の割引を適用した「信州連泊エンジョイプラン専用商品」を造成(3連泊以上の宿泊プランとしてください)

例) 通常の宿泊プラン	12,000円/人泊
信州連泊エンジョイプラン専用商品	1泊目 : 10,000円/人
	2泊目 : 10,000円/人
	3泊目～7泊目 : 9,000円/人

GoTo 割引  
も併用可能

- ② 宿泊施設ホームページや電話等により専用商品の宿泊予約を受け付け  
 ③ 宿泊予約者は、割引が適用された宿泊料金を支払う(事前決済、現地決済いずれも同様)

### 【パターン2】インターネット予約サイト(OTA)経由で販売する場合

- ① 1人泊あたりの宿泊料金が10,000円以上(諸税込)の宿泊プランに対し、あらかじめ2泊目まで2,000円/人泊、3泊目以降に3,000円/人泊の割引を適用した「信州連泊エンジョイプラン専用商品」を造成(3連泊以上の宿泊プランとしてください)
- ② OTAに専用商品を登録し、宿泊予約を受け付け  
 ※割引を適用したプランの登録方法はOTAにより異なる場合がありますので、詳しくは各OTAにお問い合わせください。
- ③ 宿泊予約者は、割引が適用された宿泊料金を支払う(事前決済、現地決済いずれも同様)

なお、旅行会社はパターン①に準じて、あらかじめ旅行代金を割り引いた旅行商品を作成いただくか、又は既存の旅行商品の代金を割り引いて販売してください。

## 7 割引の対象となるお客様

Go To トラベル事業の対象地域の居住者（東京都を除く 46 道府県）

※R2.10.1 から Go To トラベルの対象地域に東京都が含まれる見込みです。予定どおり実施されましたら、R2.10.1 以降に県内の宿泊施設にチェックインする宿泊・旅行商品は東京都の居住者も割引対象に含みます。

## 8 支援を受けるための手続き

### (1) 事業への参加申込

#### ア 宿泊事業者

以下のいずれかの方法により本事業の参加申込をお願いします。

##### ① Web 申請 ※原則こちらにて申請をお願い致します

以下の URL 先で必要事項を入力の上、Web で申請

<https://bit.ly/2ZCNDQf>

##### ② 紙申請（①による申請が不可の場合に限りこちらをご利用ください。）

以下に掲げるフォームに必要事項を記入の上、メール又は F A X により提出

・長野県で癒される連泊促進事業「宿泊事業者用」情報入力フォーム

（フォーム掲載箇所：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/nagano-renpaku.html>）

メール：[renpaku@jtb.com](mailto:renpaku@jtb.com)

F A X：026-223-7713

#### イ 旅行会社

以下のフォームに必要事項を記入の上、エクセルデータのまま原則メールにより提出（メールによる提出が不可の場合に限り F A X にてお送りください。

メールアドレス・FAX 番号は同上）。

・長野県で癒される連泊促進事業「旅行会社用」情報入力フォーム

（フォーム掲載箇所：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoshin/nagano-renpaku.html>）

【以下、宿泊事業者と旅行会社で共通】

(2) 事務局で審査後、割引上限額の通知、マニュアルを送付（原則メールにて）

(3) あわせて、予約開始日、割引の適用開始日を通知

(4) お客様への宿泊・旅行割引の適用

(5) 割引実績を取りまとめて、以下のとおり実績報告及び割引分の請求

チェックアウト日	11月1日 まで	12月1日 まで	1月4日 まで	2月1日 まで	3月1日 まで
報告期限	11月13日 (金)	12月11日 (金)	1月15日 (金)	2月12日 (金)	3月12日 (金)

※実績報告に必要な書類や報告方法等はマニュアルでご案内いたします。

(6) 割引内容を審査の上、適正と判断したものについて当該月末までの振込  
(11/13 までの報告分→11 月末までに振込)

## 9 留意事項

- (1) お客様への周知は、対象事業者の決定通知後からとしてください。
- (2) 割引原資の予算（170,000,000 円）の範囲内で、販売計画に基づき支援金を配分いたします。予算には限りがございますので、支援金配分額がご希望に沿えない場合がありますことをご了承ください。

## 10 問い合わせ先

長野県で癒される連泊促進事業事務局

TEL : 026-219-6265 (平日 10:00~17:00)

FAX : 026-223-7713

メールアドレス : [renpaku@jtb.com](mailto:renpaku@jtb.com)

住所 : 〒380-0823 長野県長野市南千歳 1-12-7 新正和ビル 1 階 (JTB 長野支店内)